

議案第 6 5 号

松阪市高齢者生活福祉センター条例の一部改正について

松阪市高齢者生活福祉センター条例（平成 17 年松阪市条例第 337 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市高齢者生活福祉センター条例の一部を改正する条例

松阪市高齢者生活福祉センター条例（平成 17 年松阪市条例第 337 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を削る。

第 9 条の見出し中「の納付」を削り、同条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

高齢者センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、居室を除き無料とする。ただし、第 6 条第 1 号に該当しない者が利用するときは、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとし、指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。

- 2 高齢者センターの居室の利用料金は、入居者の収入に基づき、市長が別に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。

第 11 条第 1 項を次のように改める。

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために利用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は 5 割減額

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

利用料金

施設名	利用区分
-----	------

	午前	午後	全日
	午前 8 時 30 分から 正午まで	午後 1 時から 午後 4 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで
集会室	1,460 円	1,460 円	2,910 円
養護室	1,230 円	1,230 円	2,470 円
会議室	2,470 円	2,470 円	4,950 円
談話室	1,230 円	1,230 円	2,470 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 11 条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免及び利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用料金についてはなお従前の例による。